

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
6	建設局	専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-エ	2-ウ	西部公園緑地事務所ほか1か所屋上防水改修工事(武蔵野市御殿山1丁目地内ほか、工期:平成26.11.4~平成27.1.9、契約金額:881万1,720円)の諸経費の積算について見たところ、屋上防水改修として専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における諸経費率を用いて計上している。 このため、積算額約149万円が過大なものとなっている。	局は、平成27年11月30日に公園工事担当課長会において事務所工事主管課長等に対し、さらに、平成28年2月26日の局技術担当課長会で技術系担当課長に対して、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。 西部公園緑地事務所では、課長代理を筆頭としたプロジェクトチーム(土木工事PT、建築工事PT、設備工事PT)で法令・基準集を作成し、平成28年3月22日開催の平成27年工事監査の振り返り会議において、内容の説明を行った。さらに同会議において、積算資料にある工種別チェックリストの活用を促すと共に、積算資料第6章にある記載事項に対する注意喚起を図った。【2-エ、2-ウ】
7	建設局	公園整備工事の監督業務を適切に行うべきもの	2-ア	2-ウ 2-エ	井の頭恩賜公園西園整備工事(三鷹市下連雀一丁目地内、工期:平成25.9.30~平成26.3.31、契約金額:7,458万6,750円)について見たところ、本工事の工期内に既設インターロッキングブロックの撤去や横断防止柵の設置を行っていることが認められた。これらは、次年度に特命随意契約した工事の内容である。 公園整備工事の監督業務を適切に行われた。	局は東西公園緑地事務所の意見等を踏まえた改善対策マニュアルを作成し、平成29年度予算要求を例年より1ヶ月前倒して実施し、予算要求内容の精査に十分な時間を確保した。【2-ア】 平成27年11月30日に公園工事担当課長会において事務所工事主管課長等に対し、さらに、平成28年2月26日の局技術担当課長会で技術系担当課長に対して、再発防止に努めるよう周知徹底を図った。 平成28年2月5日に開催した平成28年度予算説明会において、東部公園緑地事務所及び西部公園緑地事務所に対し、総合評価制度の活用、発注・施工時期の平準化等適切な執行を視野に執行計画の作成を依頼した。また、本庁起工や総合評価制度の意見聴取案件を通じて、公園緑地部の担当者による当初設計や変更設計内容のチェックを強化し、両事務所担当者への指導の徹底を図っている。【2-ウ】 西部公園緑地事務所では、課長代理を筆頭としたプロジェクトチーム(土木工事PT、建築工事PT、設備工事PT)で法令・基準集を作成し、平成28年3月22日開催の平成27年工事監査の振り返り会議において、内容の説明を行った。 さらに、平成28年4月19日に転入及び新規採用技術職員等への周知を兼ねて平成27年工事監査指摘事項等の再確認を行うと共に、建設局監督基準・同解説や発注者・受注者間における建設業法順守ガイドライン(国交省)等を用いた研修を実施した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
8	港湾局 (島しょ)	はしごの設計を適正に行うべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	平成25年度阿古漁港(2)防波堤(改良)建設工事(三宅島三宅村阿古、工期:平成25.4.22~平成26.5.30、契約金額:7億713万3,000円)について見たところ、労働安全衛生規則では、労働者の安全確保のため、はしご道については、はしごの上端を床から60cm以上突出させることとしているにもかかわらず、本工事の標識灯点検用安全はしごは、突出高さが60cm未満となっており適正でない。	指摘のあった梯子については、平成28年度阿古漁港(2)防波堤管理用梯子手摺り取替及びその他工事(工期:平成28.8.29~平成28.11.10)において、平成28年9月に取替を完了した。【1-エ】 再発防止の取組としては、離島港湾部内規・申し合わせ事項に追記し、設計・積算時にこれを参照し、チェックを行うようにした。【2-ウ】 平成27年9月11日及び平成28年2月3日の平成27年度局内工務関係係長会議内で各工務所管課に対し、工事監査の指摘事項を報告するとともに、梯子の規格は指摘内容を踏まえたものとするよう周知徹底を図った。 設計を行った離島港湾部では、平成27年7月28日に平成27年度第1回島しょ港湾等連絡調整会議内で同様の周知徹底を図った。さらに平成28年2月19日開催の平成27年度第4回離島港湾部所管工事の進行管理会議等において、工事監査の指摘事項を報告した。加えて、平成28年7月19日開催の内規勉強会において、同様の周知徹底を図った。【2-エ】

【平成27年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
9	総務局 (公益財団法人東京都島しょ振興公社)	賞与等の会計処理を適正に行うべきもの	1-ウ	2-ウ	<p>公社職員給与規程によると、6月に支給する賞与の支給対象期間は、前年12月から当年5月となっており、会計処理においては、前年度の12月から3月までの4か月分について前年度の費用(給料手当及び法定福利費)として計上し、同額を負債科目(賞与引当金又は未払費用)へ計上する必要があるところ、公社は引当金等を計上していない。</p> <p>平成25年6月及び平成26年6月に支給した賞与について、前年度の費用として公社が計上すべき金額を計算すると、平成24年度に計上すべき金額は148万5,908円、平成25年度に計上すべき金額は149万3,481円となる。</p>	<p>平成27年度決算において、負債科目「賞与引当金」を新たに設置し、平成28年6月支給予定の賞与に関する費用(給料手当及び法定福利費)のうち、平成27年度費用に相当する136万1,000円を同科目に引当てた。【1-ウ】</p> <p>また、担当者が参照する決算事務の進行管理表に、賞与引当金の決算仕訳事務を追記した。【2-ウ】</p>
10	総務局 (公益財団法人東京都島しょ振興公社)	超過勤務手当の会計処理を適正に行うべきもの	1-ウ	2-ウ	<p>公社は、平成26年3月及び平成27年3月に実績がある超過勤務に対する手当を、平成26年4月及び平成27年4月に支給している。</p> <p>これら超過勤務手当は、発生主義会計では超過勤務の実績がある年度の費用(給料手当)として計上し、同額を負債科目(未払金等)へ計上する必要があるところ、公社は実績がある年度に費用等を計上していない。</p> <p>平成26年3月及び平成27年3月に実績がある超過勤務手当について、当年度の費用として公社が計上すべき金額を計算すると、平成25年度に計上すべき金額は60万4,242円、平成26年度に計上すべき金額は9万3,562円となる(監査事務局試算)。</p>	<p>平成27年度決算において、平成28年3月の超過勤務実績額10万3,221円を当年度費用とし、未払金として計上した。【1-ウ】</p> <p>また、担当者が参照する決算事務の進行管理表に、平成28年3月の超過勤務実績を未払金計上する事務として追記した。【2-ウ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
11	生活文化局 (隅田川花火大会実行委員会)	補助金の支出に当たり協定等を締結すべきもの	1-エ	2-ウ	<p>実行委員会は、隅田川花火大会の開催により、都立汐入公園において、公園の指定管理者の花火大会当日の運営費負担が増加しているとしている。</p> <p>このことから、実行委員会は、東京都補助金の対象である警備施設費から、平成25年度は84万円、平成26年度は50万円を公園の指定管理者に対し補助しているが、補助に関して何ら定めがなかった。</p> <p>実行委員会は、公園の指定管理者等に補助すべき範囲を定め、交付した金額の妥当性を確認する報告書の提出を求めるよう協定等を締結されたい。</p>	<p>実行委員会は、平成28年4月22日、都立汐入公園の指定管理者との間で、当該公園の警備に係る経費に関し、補助の範囲、金額及び履行確認の報告について定めた協定を締結した。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、平成28年4月8日、都・五区連絡協議会において、今後、同様の事案が生じた場合は、あらかじめ同様の協定を締結するよう周知徹底した。【2-ウ】</p>
12	オリンピック・パラリンピック準備局 (一般財団法人東京マラソン財団)	評議員会への報告を適正に行うべきもの	1-エ	2-ウ	<p>財団は、基本財産を定期預金により運用しているが、うち1億円について、東京都再生債へ変更した(平成24年12月5日に5,000万円、平成25年12月4日に5,000万円)。</p> <p>この決定に当たり、基本財産管理運用規定に従って決裁を行ったが、規定に定める定期評議会への報告を行っていない。</p>	<p>経理担当、理事会担当及び総務担当での三重チェックにより評議員会資料を作成し、平成28年6月29日に開催した2016年度東京マラソン財団定時評議員会において、平成28年3月31日現在の基本財産管理状況を報告した。【1-エ】</p> <p>定時評議員会への報告事項については、経理担当、理事会担当及び総務担当による三重チェックを行う。【2-ウ】</p>
13	環境局 (公益財団法人東京都環境公社)	未収金に係る会計処理を適正に行うべきもの	1-ウ	2-ウ 2-エ	<p>公社の未収金に係る貸倒引当金の計上について見たところ、回収が滞っており、貸倒損失処理の可能性もあることから、貸倒懸念債権と区分すべき未収金がある。</p> <p>しかしながら、公社は、未収金の全てを一般債権とし、貸倒実績率を用いた貸倒見積高の算定を行ったため、適正な貸倒見積高が算定されていない。</p> <p>この結果、平成26年度の貸倒引当金の金額が36万円過少(監査事務局試算)となり、未収金の貸倒対照表価額が適正でない。</p>	<p>平成27年度決算においては、未収金の取り扱いに関する会計基準に基づいて未収金を分類し、貸倒見積高を算定することで、適正な会計決算を実施した。【1-ウ】</p> <p>速やかに未収金を回収するため、未収金を「事業未収一覧」により月次で管理する等、未収金の把握と回収のためのプロセスを明確にした。【2-ウ】</p> <p>平成27年11月26日に説明会を開催し、社内周知を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
14	福祉保健局 (社会福祉 法人東京家 庭学校など 38団体)	補助金の交付 に関する判定基 準を適切に定め べきもの	2-ア	—	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金における努力・実績加算の項目のうち、利用者の状態にあった車椅子の提供については、加算の指標としてマニュアル（入所者の座位保持の状態のチェック方法、適当な車椅子の選択方法）の作成をした上で取組を実施していると定められている。 ところで、各補助団体の当該マニュアルを見たところ、入所者の座位保持の状態のチェック方法や適当な車椅子の選択方法が具体的に記載されていなくても、入所者の体の状態にあった適当な車椅子が提供されていれば、指標を満たしたとして加算額が交付されていることが認められた。 よって、当該加算額の交付の可否の基準が要綱に明確に定められているとはいえず、当該加算額の交付の可否が常に一定の判断とはならない恐れがある。	平成28年度の要綱制定時において、指標の見直しを行い、明確な基準を定めた。【2-ア】 (参考：平成28年度の要綱の規定) 入所者の体の状態に合った車椅子を提供するためのマニュアルを用い、かつ入所者の身体状況を記した書面を作成した上で、入所者の体の状態に合った車椅子を提供している。
15	中央卸売市場 (東京多摩 青果株式会社 など3会社)	補助対象経費 の算定方法を明 確にすべきもの	1-エ	2-ウ	補助対象経費の算定において、廃棄物処理経費を消費税及び地方消費税を除いた額で算定している地方市場と、含めた額で算定している地方市場がある。 また、市場担当者が口頭により廃棄物処理分に係る経費を地方市場に確認しているなど、補助対象経費の算定方法が明確でない状況が認められた。 市場は、補助金の交付にあたり実施要領等を定めるなど、補助対象経費の算定方法を明確にされたい。	管理衛生費補助金に係る算定方法の明確化については、廃棄物の処理に係る経費の範囲並びに補助対象経費の算定方法など事務処理を明確にするため、各市場の廃棄物の処理等状況確認を行い、平成28年3月31日付けで管理衛生費補助金実施要領を策定、同年4月1日より施行した。 また、実施要領の中に「補助金交付の対象は事業系一般廃棄物であること」及び「経費は消費税を除いた額とする」と明記するとともに、手順書で詳細に算出方法を示し、補助対象経費の算出方法を明確にした。【1-エ】 再発防止の取組として、管理衛生費補助金運用の事務処理手続書を平成28年4月1日付けで作成し、補助対象経費の算出方法を明瞭にした。【2-ウ】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
16	都市整備局 (首都高速 道路株式会社)	高架下事業の 賃料改定に係る 考え方について	1-イ	2-ア	会社は、高速2号目黒線高架下の一部の事務所及び店舗並びに駐車施設を賃貸する事業を行っており、会社が賃借人と締結した賃貸借契約には、類似施設の賃料が増減したときや公租公課等が増減したときなどに、会社は賃料等の額を変更することができる旨規定されている。 しかしながら、賃料改定の経緯について見たところ、 ① 改定検討の時期について、会社は原則として約5年を目的に行っているとしているが、10年を超えている事例がある ② 平成14年9月改定に係る検討内容について、直近に改定した平成4年9月と比較すると、高架下事業の対象である物件全ての土地・建物に係る都市計画税及び固定資産税の納税額は、40.18%上昇しているが、会社はこれを軽微なものとして賃料改定の要素とせず、賃料改定を行っていないなど、賃料改定についての会社の考え方が整理されていない状況であった。 会社は、高架下事業の賃料改定の考え方を整理することが望まれる。	会社では、平成28年5月20日に、本件意見・要望事項の趣旨を踏まえ、①賃料改定の検討時期を原則3年ごととし、その間に検討の必要が生じた場合は適宜実施すること、②事業執行課はその検討結果を本社事業開発部長に報告することとする規則改正を行った。あわせて、これに先立って平成28年4月25日に、検討の際に用いる判断の基準としてマニュアルを定めた。また、事業執行課は、平成28年6月17日にこれらの規則、マニュアルに基づき賃料改定事務を適正に行った。【1-イ、2-ア】 上記のとおり、改正及び制定した規則及びマニュアルに基づき、適正に事務を行うことで再発を防止することとした。

〔平成27年行政監査(庁舎及び都民利用施設における都民サービスについて)〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
17	福祉保健局	相談案内をわかりやすく改善すべきもの	1-エ	2-エ	<p>児童相談センター及び児童相談所が応じている養護相談は、平日日中は各所において受け付けるほか、夜間や休日も受付体制を整えている。</p> <p>ところで、各所の相談案内を見たところ、ホームページにおいては、午後5時から午後5時45分までの相談体制について明示されていないことが認められた。</p> <p>また、「児童相談所のしおり」においては、各所での相談時間は「平日午前9時から午後5時まで」としていることから、平日午前8時30分から午前9時まで及び平日午後5時から午後5時45分までの時間帯に夜間休日緊急連絡ダイヤルに電話をかけたところ「お住まいの地域を所管する児童相談所へご連絡ください。」とのメッセージが流れ、各所に電話をかけ直さなくてはならない状況が生じている。</p>	<p>平成28年2月に、以下のとおりホームページの表記を修正し、相談者が相談しやすいよう相談案内をわかりやすく明示した。また、平成28年8月に発行した「児童相談所のしおり」について、同様の文面で修正を行った。【1-エ】</p> <p>監査指摘を踏まえて周知方法を改善した点について、引継資料等で情報共有し再発防止に努めている。【2-エ】</p> <p>&lt;参考：改善後の相談案内&gt;</p> <p>午前9時から午後5時まで(月曜日から金曜日まで)</p> <p>上記時間を含め、児童相談所全国共通ダイヤル189で、24時間365日相談を受け付けています。なお、来所される場合は、あらかじめ予約していただくとお待たせすることなく相談できます。</p> <p>関係機関の方や、現在都内の児童相談所にご相談中の方で、緊急の場合は夜間休日緊急連絡ダイヤル03-5937-2330におかけください。(平日夜間(午後5時45分以降)、土曜日・日曜日・祝日(年末年始を含む))</p>
18	建設局	園路の現況を正確に情報提供すべきもの	1-エ	2-ア	<p>各都立公園の案内板、マップ等を確認したところ、次のとおり問題点が認められた。</p> <p>ア 石神井公園のバリアフリールートの一部に、介添者の支えがないと車椅子での通行が困難な急勾配があるが、その情報が案内板、マップともに記載されていない。</p> <p>イ 小山内裏公園のバリアフリールートの一部に、介添者の支えがないと車椅子での通行が困難な急勾配があるが、その情報がバリアフリーマップに記載されていない。</p> <p>局は、園路の現況を正確に情報提供されたい。</p>	<p>局は、平成28年4月(平成28年8月一部改定)に「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」の解説とともに、公園利用者の視点に立った案内、揭示方法と、必要な情報内容等について説明した「バリアフリーマニュアル」を作成した。</p> <p>バリアフリールートをはじめ利便性の低下が起きないように表示方法などの情報提供については、当マニュアルに利便性向上のための対応を明記した。【2-ア】</p> <p>石神井公園の三宝寺池に向かうルート及び小山内裏公園の尾根緑道に抜けるルートについては、センター窓口で配布している「バリアフリーマップ」を修正し、急勾配を明示するとともに、配布時において注意喚起を行っている。また、電話、ホームページからの質問や、バリアフリーの問い合わせの際には当該注意点について案内するなどの改善を行った。【1-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
19	建設局	移動等円滑化基準に係る指針を策定し、指導を徹底すべきもの	1-エ	2-ア	<p>局は、都立公園のバリアフリー化を推進しているが、法令の趣旨に照らして不十分又はより一層の配慮を要する状況が認められた。</p> <p>これらは、</p> <p>① ホームページの更新及び「都立公園ガイド」の改訂に当たって、法令等に即した見直しを行っていないこと</p> <p>② バリアフリールートや対象施設の定義が明確でないこと</p> <p>③ 案内板等に係る表示対象・方法のルールなどが無いこと</p> <p>④ 各都立公園の実態の把握が十分でないこと</p> <p>などによるものである。</p> <p>局は、各都立公園の現状を把握・分析の上、移動等円滑化基準に係る具体的な指針を策定し、指定管理者に対して管理を徹底するよう指導する必要がある。</p>	<p>局は、平成28年4月(平成28年8月一部改定)に「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」の解説とともに、公園利用者の視点に立った案内、揭示方法と、必要な情報内容等について説明した「バリアフリーマニュアル」を作成した。</p> <p>指定管理者に対して、平成28年8月10日付通知「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例等に基づくバリアフリーの推進について」にて、当マニュアルを基に対応するよう指導を行った。【1-エ、2-ア】</p>
20	建設局 (公益財団法人東京都公園協会)	園内施設情報を適切に提供すべきもの	1-イ	1-エ 2-エ	<p>都立公園の園内施設に係る情報提供について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>ア 井の頭恩賜公園にある案内板1基について、記載内容が古く、現況と合っていない。</p> <p>イ 葛西臨海公園には、幼児を対象とした遊び場「わくわく広場」があるが、当該広場に関する情報が、園内の案内板、マップ、ホームページ等のいずれにも記載がない。</p> <p>局及び指定管理者は、園内施設情報を適切に提供されたい。</p>	<p>局は、井の頭恩賜公園の案内板1基の表示について、平成28年3月に現況に合った表示に改めた。</p> <p>東京都公園協会は、葛西臨海公園内の「わくわく広場」に関する情報について、案内表示板は平成28年1月に追記を実施し、ホームページは平成28年1月に掲載した。</p> <p>また、無償配布している園内マップについては、平成28年6月に「わくわく広場」を追記したものを印刷し、利用者へ配布した。【1-イ、1-エ】</p> <p>再発防止策として、「バリアフリーマニュアル」の改定において、園内施設の現況が変更となった場合は、速やかに対応するよう明記し、平成28年8月10日付通知により、局内及び指定管理者に対し周知徹底を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
21	港湾局	駐車場の運営を適切に行うべきもの	1-イ	—	<p>東海ふ頭公園は、園内に2か所の駐車場（無料、①収容台数26台；以下「駐車場A」という。②収容台数15台；以下「駐車場B」という。）を設けている。この駐車場について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。</p> <p>(ア) 駐車場A 駐車場Aは、不法投棄や放置車両があったことから、平成18年度以前から閉鎖されているが、不法行為再発の懸念等をもって、整備した施設が利用者には供されない状態が長期間継続していることは適切ではない。</p> <p>(イ) 駐車場B 都は、福祉のまちづくり条例において、一定規模以上の施設には、障害者等用駐車区画の整備を義務付けているが、駐車場Bには、障害者等用駐車区画が設けられていない。</p>	<p>駐車場Aは、可変式車止めへの改修及び周知看板の設置を行い、平成28年4月29日から土日祝日に閉鎖区画を開放した。ゴールデンウィーク中の利用状況を検証したところ特に問題がなかったため、現在も土日祝日について開放措置を継続している。また、駐車場Bの障害者等用駐車区画については、福祉のまちづくり条例の基準に基づき1区画を確保（平成28年7月）した。【1-イ】</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
22	環境局	安全確保に向けた利用者サービスの充実について	1-エ	2-エ	<p>自然公園内の道標や案内板等には、固有の管理番号を記載した管理番号票が取り付けられており、警察や消防にも情報提供されている。</p> <p>局は、管理番号は位置を特定する情報として有益であるだけでなく、利用者の安全確保に寄与するとしている。</p> <p>ところで、御岳渓谷遊歩道の道標や案内板等を確認したところ、管理番号票が設置されていない案内板等が見受けられた。</p>	<p>御岳渓谷の管理番号票について、平成28年3月末日までに全て設置完了した。【1-エ】</p> <p>自然公園内で新たに案内板等を設置する場合や日常の巡回点検において、管理番号票の設置状況について確認を行うことを、関係職員に対し改めて周知徹底した。【2-エ】</p>
23	港湾局 (東京港埠頭株式会社、アメニクス海上南部地区グループ、東京臨海副都心グループ、公益財団法人東京都公園協会)	管理所における情報提供の充実について	1-エ	2-ウ	<p>各海上公園の管理所は、障害等の程度や利用方法により利用できない又は利用困難な箇所なども含めたバリアフリー化状況を利用者に広く提供していくことが重要である。また、公園パンフレット、バリアフリーマップなど、簡便かつ早急に対応できる情報提供手段を最大限活用して、バリアフリー化状況について、効果的・効率的に情報提供することが有効である。</p> <p>局及び指定管理者は、管理所における情報提供の充実を図ることが望まれる。</p>	<p>各管理所は、平成28年6月20日から8月25日までに、バリアフリー情報の掲示又は配布用印刷物の受付カウンター等への配置を行った。【1-エ】</p> <p>再発防止の取組として、毎年度、局が管理所における掲示や印刷物配置状況を確認することとした。【2-ウ】</p>

〔平成27年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
24	生活文化局	出資による権利について	1-ウ	2-ウ 2-エ	出資による権利4億6,039万2,386円(公財)東京都歴史文化財団出えん金(東京芸術文化創造発信助成事業)ほか2件)が過大に登記されている。	過大に登記されていた出資による権利について、平成28年8月24日に、財産情報システムから4億6,039万2,386円を削除した。【1-ウ】 平成28年8月23日、財産事務担当者会議を開催し、今後、出資による権利の増減が生じた際は、財産台帳上に反映するよう事務処理の手順を改めた。【2-ウ、2-エ】
25	オリンピック・パラリンピック準備局	出資による権利について	1-ウ	2-ウ 2-エ	出資による権利998万8,943円(公社)東京都障害者スポーツ協会出えん金(障害者スポーツの理解促進、普及啓発に向けた支援事業の実施に係る出えん)が過大に計上されている。	過大に計上されていた出資による権利998万8,943円について、平成28年5月26日に、財産情報システムにより修正登録を行った。【1-ウ】 また、財産情報システムへの登録のスケジュール・事務処理について、関係職員を対象に研修を実施し、処理について新たにチェックリストを作成した。今後の処理についてはチェックリストを使用し、漏れのないよう確認するよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
26	都市整備局	債権について	1-ウ	2-ウ	(ア)債権1,355万115円(生活再建資金貸付金)が過大に計上されている。 (イ)債権6,436万8,528円(敷金)が計上漏れになっている。	指摘に係る問題点については、(ア)(イ)ともに、平成28年度上半期の公有財産増減異動通知書に計上し、上半期分の計上時期(平成28年10月)に会計管理者へ提出した。【1-ウ】 再発防止の取組について、(ア)に関しては、年度末の繰り上げ償還の情報やシステム外で管理している債権の情報については、管理表を作成し、部内関係者(財産担当、用地担当、経理担当)にて共有し、複数チェックをかける。(イ)に関しては、公有財産増減異動通知書に計上すべき債権の具体例について部内に周知するとともに、新たな債権が発生した場合には部内関係者(執行担当、財産担当、経理担当)で情報共有し、複数チェックをかける。また、財務諸表との照合を確実にする。【2-ウ】
27	福祉保健局	物品について	1-ウ	2-エ	物品11点(ディスプレイ装置ほか10点)が過大に登記されている。	平成28年6月3日に物品管理システムにおいて削除処理をした。【1-ウ】 平成28年10月3日付事務連絡により、局内へ当該指摘事例及び適正な処理について周知し、再発防止を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
28	産業労働局	会計処理について	1-ウ	2-ア 2-ウ 2-エ	(ア) (款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入において、調定額及び収入未済額が各27万7,200円過大に計上されている。 (イ) (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 庁舎管理費等収入において、調定額及び収入未済額が各9万1,215円過大に計上されている。 (ウ) (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 契約違約金において、調定額及び収入未済額が各7,231円過大に計上されている。 (エ) (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入において、調定額及び収入未済額が各3億5,974万482円過大に計上されている。	(ア) 調定額及び収入未済額に過大計上されている27万7,200円については、平成28年5月31日に減額更正処理済みである。 (イ) 調定額及び収入未済額に過大計上されている9万1,215円については、平成28年5月31日に減額更正処理済みである。 (ウ) 調定額及び収入未済額に過大計上されている7,231円については、平成28年5月31日に減額更正処理済みである。 (エ) 調定額及び収入未済額として過大に計上された3億5,974万482円については、平成28年7月28日に減額更正処理を行った。【1-ウ】 商工部は、債務者の返済状況についての情報を課長代理及び担当で共有し、原則月1回、財務会計システムの配信帳票と債権管理台帳を突合せ、両方で確認することとした。加えて、決算事務処理に係る処理期限を再確認した。 加えて、平成28年9月16日付けで債権管理に係る部内通知を行い、注意喚起を図った。通知文には債権管理マニュアルや財務会計システム掲示板等のリンク先も記載し、各担当が関連マニュアル等を一覧で参照できるようにした。【2-ウ】 金融部は、調定状況の確認手順書を作成し、二重登録の防止及び決算見込作成時の収入未済案件の確認の徹底について、平成28年8月16日付文書により、部内全担当者に周知した。【2-ア】 局は、平成28年9月16日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対して再発防止を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
29	産業労働局	公有財産について<無体財産権>	1-ウ	2-ア 2-ウ 2-エ	(ア) 特許権1件(オゾン吸着シリカゲルからのオゾン放出制御方法の特許権)が過大に搭載されている。 (イ) 商標権1件(&TOKYOマーク(台湾)の商標権)が過大に搭載されている。	(ア) 過大に搭載されていた特許権について、平成28年7月20日に財産情報システムから削除した。 また、平成28年10月に公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 (イ) 過大に搭載されていた商標権について、平成28年8月4日に、財産情報システムに正しい取得年月日で修正登録を行った。【1-ウ】 農林水産部においては、現在保有している公有財産について、事業担当と財産担当で減失時に行うべき処理を確認し、「公有財産、債権及び基金増減異動通知書」作成時に、双方でチェックを行うように改めた。 以上のことについて、双方の担当の事務引継書に明記を徹底する。【2-ウ】 観光部においては、海外商標権の財産管理について考え方を整理し、平成28年8月5日付けで周知文書を出し、確実な引継ぎも含めた取扱いの徹底を図った。今後は、商標権の効力が発生していることを必ず確認の上、適切に財産登録を行っていく。 【2-ア】 局は、平成28年9月16日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対して再発防止を図った。【2-エ】
30	産業労働局	公有財産について<出資による権利>	1-ウ	2-ウ 2-エ	出資による権利4,226万9,546円(公財)東京都農林水産振興財団(分収林経営安定基金)が搭載漏れとなっている。	搭載漏れとなっていた出資による権利について、平成28年8月2日に、財産情報システムの修正登録を行った。【1-ウ】 農林水産部は、平成28年8月22日に、公益財団法人東京都農林水産振興財団に対して、実績報告書の修正報告に係る遅延について今後改善するよう、文書にて指導を行った。 今後は年度末に財団の事業実績報告を受けた後、財団に対し、出納整理期間中に、消費税納付額の変更等による金額修正の有無を確認する。報告額に修正が生じた場合には、都の決算額についても修正を行うよう処理を徹底する。【2-ウ】 また、局は、平成28年9月16日付けで局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対して再発防止を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
31	建設局	公有財産について<土地>	1-ウ	2-ア	土地3,529.47㎡(「連続立体交差事業予定地(京王線・相模原線)」及び「落合川河川事業用地」)が過大に搭載されている。	土地3,529.47㎡(「連続立体交差事業予定地(京王線・相模原線)」及び「落合川河川事業用地」)について、平成28年9月23日に財産情報システムより削除した。【1-ウ】 再発防止策として、河川部においては、各事務所宛に財産登録の適正化について通知した。道路建設部においては、課の業務マニュアルに用地取得に係る財産情報システムの処理について明記し、再発防止に取り組んでいく。【2-ア】
32	建設局	公有財産について<物件>	1-ウ	2-ア	(ア) 地上権2,902.24㎡(連立事業・地上権(京王線・相模原線))が過大に搭載されている。 (イ) 地役権947.71㎡(連立事業・地役権(京王線・相模原線))が過大に搭載されている。	(ア) 地上権2,902.24㎡(連立事業・地上権(京王線・相模原線))及び(イ) 地役権947.71㎡(連立事業・地役権(京王線・相模原線))について、平成28年9月16日に財産情報システムから削除した。【1-ウ】 再発防止策として、道路建設部は、課の業務マニュアルに用地取得に係る財産情報システムの処理について明記し、再発防止に取り組んでいく。【2-ア】
33	港湾局	会計処理について	1-ウ	2-ウ	(款) 使用料及手数料(項) 手数料(目) 諸手数料において、調定額1,860円、還付未済額150円及び収入未済額2,010円がそれぞれ過大に計上されている。	平成28年6月29日に財務会計システムにおいて更正処理を実施した。【1-ウ】 再発防止の取組として、歳入調定を行う際には、調定の種類と納入通知書の種類が合致しているかを納入通知書の納付番号により確認するように平成28年8月2日の担当係会で周知した。また、事業所管課において、毎月末、財務会計システムから配信される『歳入予算執行状況一覧』により、収入未済の状況を確認する。さらに、決算期(見込作業を含む)は、事業所管課及び部計理部門において、財務会計システムから『歳入予算執行累計一覧』を参照し、収入未済の状況を確認する。【2-ウ】
34	教育庁	会計処理について	2-ウ	-	(ア) (款) 教育費(項) 高等学校費(目) 管理費において、一般需用費が26万1,360円過大に計上され、使用料及賃借料が同額過小に計上されている。 (イ) (款) 諸収入(項) 雑入(目) 庁舎管理費等収入において、光熱水費が4,170円過小に計上され、(目) 雑入において、雑入が同額過大に計上されている。	(ア) 平成28年6月30日の都立学校経営企画課(室)長連絡会体において、会計事務における注意事項としてソフトウェアのライセンスパックの支出科目を事例として挙げ、注意喚起した。 学校が支出科目を誤って執行したことが判明した場合は、速やかに関係部署間で情報共有の上、対応を協議する。協議の結果を基に、関係部署に修正を指示し、処理が完了したことを確実に確認した上で計数に反映させる。 (イ) 今後同様のミスをしないように、歳入を所管する部署・担当者として決算担当が連携し、歳入調定を立てるに当たり、予算上における歳入科目の確認などを相互に実施する体制を整える。 【2-ウ】 なお、平成28年度は既に適切な処理(庁舎管理費等収入として計上)を行っている。

【平成27年度公営企業各会計決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
35	港湾局	有形固定資産を適正に計上すべきもの	1-ウ	2-ウ 2-エ	平成27年度における建物、構築物及び建設仮勘定の内容を見たと、調査及び設計を委託により実施しているが、平成27年度末時点で工事未着手の各施設について、未しゅん工のものとして、設計等の委託料を建設仮勘定に計上すべきところ、誤って建物及び構築物に計上していることが認められた。 この結果、建物が185万1,354円、構築物が424万3,520円、それぞれ過大に、建設仮勘定が609万4,874円過小に計上されている。	平成28年8月25日に港湾事業会計における有形固定資産の内容を精査、修正し、適正に計上した。【1-ウ】 再発防止の取組として、平成28年度決算から、2月に決算説明会を開催し、決算作業の流れと内容及び誤計上につながる重要なポイントを関係部所に対し説明することにより再発防止の措置を取るとともに、従前は、3月の年度末時点のみ作成していた建設仮勘定の整理表を、2月に行う決算見込み時点でも作成、内容精査を行い、誤計上を未然に防ぐ。【2-ウ、2-エ】

【平成28年定例監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
36	総務局	仕様の定めを十分に確認した上で、キャラバン隊の活動内容の承認を行うべきもの	2-ウ	—	行政部は、多摩の魅力発信プロジェクトマスコットキャラクター「たまらんにゃ〜」の着ぐるみを活用して、多摩地域のPR活動を行うために、「イベント等における多摩の魅力発信プロジェクトキャラバン隊業務委託」を締結しており、受託業者が各イベント実施前日までに、着ぐるみの操演を行う者(アクター)及び着ぐるみ補助業務を行う者(アテンド)について、来場者に怪我をさせたり会場の設備・物品を破損したりすることがないように、要件を示す書面等を提出し、活動内容の承認を得ることとされている。 しかしながら、受託業者が事前に提出した書面では、要件を満たしていることを十分に確認出来ないまま承認している事案が存在する。	平成28年度契約から、実施マニュアルに記載されたアクター及びアテンドの要件について、各イベントの前日までに書面により確認し、承認を行っている。 また、イベント実施後は、実際の出演者について、事前に承認した内容と相違がないことを報告書により確認している。【2-ウ】 さらに、契約の履行に関し仕様に沿った内容が適切に行われるよう平成28年7月4日付文書により部内周知した。
37	主税局	画地の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	土地の評価については、地方税法等に基づき、原則として、一筆の土地を一画地として評価することとされているが、隣接する二筆以上の土地について、一体として利用されているときには、これらの土地を一画地として認定し評価する。 足立及び葛飾各都税事務所は、一体として利用されている複数の筆の土地を一画地として認定しておらず、適正でない。 その結果、2件について166万3,618円の課税不足が発生している。	指摘に係る問題点について、足立及び葛飾都税事務所は、土地所有者に利用状況の確認を行い、変更時期を特定した上で画地の見直しを行って、指摘のとおり更正を行った。 いずれの所も、平成28年4月29日に価格等修正決定をし、平成28年5月10日に賦課決定を行った。 追加課税分については、平成28年5月12日及び平成28年5月17日にそれぞれ納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成28年9月6日)、全体課長代理会議(平成28年4月12日)及び事務指導(平成28年5月23日～同31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】



番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
38	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	土地に対する固定資産税・都市計画税の課税において、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、地方税法により「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。 しかしながら、文京及び杉並各都税事務所は、事業の用に供されている土地を住宅用地として認定しており、適正でない。 その結果、2件について190万4,670円の課税不足が発生している。	指摘に係る問題点について、文京及び杉並都税事務所は、土地の利用状況について、変更時期を特定した上で認定を行って、指摘のとおり更正を行った。 文京都税事務所は、平成28年2月29日に価格等修正決定をし、平成28年3月10日に賦課決定を行った。追加課税分については、平成28年3月30日に納付済みである。 杉並都税事務所は、平成28年5月31日に価格等修正決定をし、平成28年6月10日に賦課決定を行った。追加課税分については、平成28年6月13日に納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成28年9月6日)、全体課長代理会議(平成28年4月12日)及び事務指導(平成28年5月23日~同31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
39	主税局	画地及び用途の認定を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	葛飾都税事務所は、一体として利用されているとはいえない複数の筆の土地を一画地として認定しており、適正でない。 また、その土地について、事業の用に供している土地を住宅用地として認定しており、適正でない。 その結果、1万5,685円の課税不足が発生している。	指摘に係る問題点について、葛飾都税事務所は、土地所有者に対し申告を求め、土地の利用状況について評価・認定の変更を行って、指摘のとおり更正を行った。 所は、平成28年3月31日に価格等修正決定を、平成28年4月11日に賦課決定を行った。 追加課税分については、平成28年6月23日に納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成28年9月6日)、全体課長代理会議(平成28年4月12日)及び事務指導(平成28年5月23日~同31日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
40	主税局	家屋に係る固定資産税等の課税を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税は、地方税法等に基づき、毎年1月1日現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。 各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記建物については航空写真や現地調査等によって捕捉している。 しかしながら、葛飾都税事務所は、異動を捕捉していないことから、適正な固定資産税等を課税していない。 この結果、2件について6万1,900円の課税不足が発生している。	指摘に係る問題点について、葛飾都税事務所は、所有者立会いの上で現地調査を実施し、それぞれ家屋異動届出書の提出を受け、いずれの家屋についても、指摘のとおり更正を行った。 所は、平成28年3月31日に価格等修正決定並びに平成28年4月29日に価格決定をし、平成28年4月8日及び平成28年5月10日に賦課決定を行った。 追加課税分については、平成28年4月11日及び平成28年6月7日にそれぞれ納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成28年9月6日)、全体課長代理会議(平成28年4月14日)及び事務指導(平成28年5月12日~30日)において、指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
41	主税局	過年度分の固定資産税(償却資産)を課税すべきもの	1-ア	2-エ	足立都税事務所が納税義務者から提出を受けた平成27年度償却資産申告書に6件の平成25年取得資産が記載されているが、これらの資産について平成26年度に課税していないことから、平成26年度分を遡及して課税すべきところ、所はこれを行っておらず適正でない。 この結果、9万2,600円の課税不足が発生している。	指摘に係る問題点について、足立都税事務所は、関与税理士に対し課税が漏れている事実を確認して、指摘のとおり更正を行った。 所は、平成28年3月31日に価格等修正決定をし、平成28年4月8日に賦課決定を行った。 追加課税分については、平成28年5月9日に納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成28年9月6日)及び全体課長代理会議(平成28年4月13日)において指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
42	主税局	償却資産に係る固定資産税を適正に課税すべきもの	1-ア	2-エ	中央及び渋谷各都税事務所が納税義務者から提出を受けた平成27年度償却資産申告書について見たところ、償却資産を所有しているのに申告されていないことから、これらの償却資産について課税されておらず適正でない。 この結果、2件について63万1,100円の課税不足が発生している。	指摘に係る問題点について、中央及び渋谷都税事務所は、申告がもれている事実を関与税理士に確認して、指摘のとおり更正を行った。 中央都税事務所は、平成28年3月31日に価格等修正決定をし、平成28年4月8日に賦課決定を行った。追加課税分については、平成28年5月1日に納付済みである。 渋谷都税事務所は、平成28年4月28日に価格等修正決定をし、平成28年5月10日に賦課決定を行った。追加課税分については、平成28年5月26日に納付済みである。【1-ア】 再発防止の取組について、資産税部は、全体課長会(平成28年9月6日)及び全体課長代理会議(平成28年4月13日)において指摘事案について報告し、都税事務所に注意喚起を行った。【2-エ】
43	主税局	進行情形を適切に行い滞納整理を効率的に行うべきもの	1-ア	2-エ	品川都税事務所は、滞納者に預金等がないことなどから、固定資産税・都市計画税等の徴収に向け、平成24年に登録を差し押さえていた自動車について、平成27年1月の滞納案件の進捗を管理する所内の会議においてタイヤロックを行う方針とし、その後も、同様の方針を確認している。 しかしながら、所は、タイヤロックを実施しておらず適切でない。 所は、所内の方針が実行されているか進行情形を適切に行い、滞納整理を効率的に行われたい。	指摘に係る問題点について、品川都税事務所は、滞納が高額なことから、所有不動産の公売を予告した上で納税交渉を行ったところ、平成28年5月26日、滞納全額の一括納付により完結した。【1-ア】 再発防止の取組について、徴収部は、平成28年6月23日に実施した徴収部門全体課長会において、全都税事務所の徴収課長に、事案が適切に処理されているか進行情形を適切に管理するよう指導した。【2-エ】